

## 子どもや若者の社会的自立を応援 相談室 セジュール・まるしえ



参加することで、基礎的な生活習慣を身につけたり、社会性を身につけ、社会的自立につながるよう応援します。

### 相談例

- ・ 学校を休みがち
- ・ 学校を中退したり、卒業してからずっと家にいる
- ・ 働きたいけど自信がない
- ・ 人や社会との交流が少ない
- ・ 子どもの心の健康について、どこに相談したらよいか分からない

「相談室セジュール・まるしえ」では専門の相談員が、相談者の悩みや困っていることを一緒に考え、必要な情報提供やアドバイスを行っています。また、いろいろなプログラム活動があり、それぞれの目標に応じた活動に



セジュールは「居場所」、まるしえは「集まる」という意味です

☒ [sejour@germer-marche.jp](mailto:sejour@germer-marche.jp)

☎ 77・5763

開設時間 平日10時～19時

場所 花川北3・3

費用 相談無料。活動費は実費がかかります

電話受付 10時30分～17時30分

費用 相談無料。活動費は実費がかかります

相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

利用方法 当相談室にてお話を伺うため、事前に電話で申し込みください。なお、電話のみの相談もお受けしています

## 精神保健福祉士による相談窓口 相談室ヨルド

「ヨルド」は、障がいのある方またはその家族が抱えるさまざまな困り事、不安、問題に対して必要な情報提供やアドバイスをを行っています。市の委託を受けた相談支援事業所ですので安心してご利用ください。また、障がいの有無に関わらずさまざまな相談をお受けしています。「こんなこと相談していいのかな…」と悩む前に相談してみませんか？

費用 相談無料

場所 花川南4・5

開設時間 平日10時～19時

☎ 74・9399

☒ [jord@tanpoponohara.jp](mailto:jord@tanpoponohara.jp)



相談員がお話を聴きながら、一緒に解決に向けて考えます。



## 相談支援専門員によるアドバイス 石狩市相談支援センターぷろっぷ

「ぷろっぷ」は、北海道から「指定相談支援事業所」の指定を受け、市から「石狩市障がい者相談支援事業」の委託を受けています。

りんくる1階(喫茶の裏)で相談を始めてから5年が経ちました。ここでは、電話や来所による相談のほか、訪問相談、メールでの相談も受けていて、福祉士の資格を持った相談支援専門員がアドバイスをしています。

また、発達障がいや精神障がいを持つ方たちのグループ支援も行っています。事業所に赴き、WRAP(ラップ)「元気回復行動プラン」を開催していて、ここでは不登校や引きこもりの方の支援も視野に入れながら、社会的なスキル講座や豊かな余暇を過ごすための取り組みなどを行っています。

ほかにも居住サポート事業の

費用 相談無料

場所 りんくる(花川北6・1)

開設時間 平日9時～17時

☎ 72・6137

☎ 72・6138

☒ [prop@harunire.or.jp](mailto:prop@harunire.or.jp)



平成16年石狩川河口で捕獲のチョウザメ(体長2.3m)

# 石狩川の主はどっこにいた？

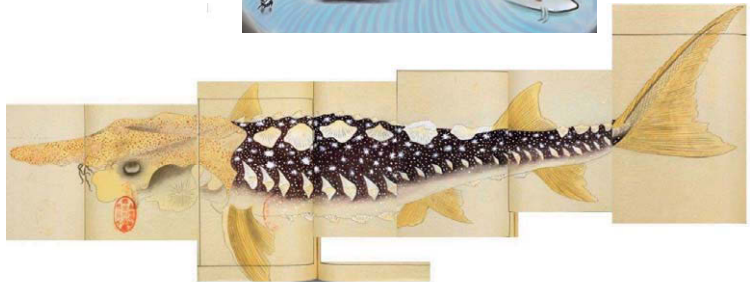
「石狩川の主は巨大なチョウザメと亀だ」といわれています。この形の伝説となったのは江戸時代1800年代のことと思われます。というのも、この時代に石狩市本町地区の弁天社と石狩川の主をかたどった神像(鮫さん)がつけられていたからです。その後、明治時代に入ってから同じく本町地区にある金龍寺の鮫さんがつくられました。鮫さんのご利益はサケの豊漁と海や川で漁をする人々の安全を守ること、今も漁業者

を中心に信仰されています。石狩ではチョウザメは川の主であると同時に神様であるため、漁師は昭和10年ごろまでチョウザメを食べなかつたといわれています。この伝説の元をたどると、旭川市のアイヌ民族の伝承に神居古潭の神「シャメカムイ(チョウザメの神)」の話がありますが、彼らがここを丸木舟で通る時、舟べりを「トントン」とたたいてシャメカムイに合図したそうです。そうしないと舟が動かなくなったり、ひっくり返され

たりするといわれていたそうです。この習慣はかなり古くからのもので、実際に舟をたたいて合図したことが記録されています。明治8(1875)年、開拓使大判官であった松本十郎が石狩や江別のアイヌを雇って石狩川をさかのぼって神居古潭のバラモイを通過した際、アイヌたちは皆、丸木舟の縁を二斉にたたきはじめたそうです。十郎が不思議に思ってたまたまのかと聞いたところ、「このふちには巨大な潜龍沙魚(チョウザメ)



伝説では主が河口をふさぐ



江戸時代に描かれたチョウザメの図(文化3年丹州魚譜 国立国会図書館蔵を改変)

あるいは大亀がいるからだ」と答えたそうです。この記録は『石狩十勝両河紀行』に書かれていて、チョウザメと大亀の主が神居古潭のバラモイ付近にいたと信じられていたことが確認できます。



石狩川の主の居場所(神居古潭バラモイ)



石橋孝夫 Takao Ishibashi

専門分野は考古学と石狩史。石狩紅葉山49号遺跡の発掘を手がけたほか、縄文時代から江戸時代に至るサケ漁の方法や文化について研究する。

ERIS「いしかり博物誌」は、えりすいしかりネットテレビ(<http://www.i-eris.tv/>)でもご覧いただけます。